

消防基金規程第四号

福祉事業の実施に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年四月九日

消防団員等公務災害補償等共済基金

理事長 荒木泰臣

福祉事業の実施に関する規程の一部を改正する規程

福祉事業の実施に関する規程（昭和四十七年消防基金規程第四号）の一部を次のように改正する。

第四条第五項中「障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第七十六条第二項の規定による補装具の購入又は修理に要する費用の額の基準（当該基準に掲げられていない補装具については、」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第七十六条第二項の規定による補装具の購入又は修理に通常要する費用の額を勘案した基準（この基準によることができないときは、」に改める。

附 則

この規程は、平成三十年四月一日から施行する。